

2 0 1 4 年度

石狩市の学校間連携

2 0 1 5 年 3 月

石狩市公立小中学校事務職員学校間連携会議

<http://irenkei.sub.jp/>

2014年度の学校間連携を終えるにあたって

2006年に生振小学校に事務職員の加配を受けてスタートした、石狩市における事務職員の学校間連携は今年度で9年を経過することとなりました。スタート当時は全道的にも極めて少数であったこの取り組みも、現在では加配を受けずに実施している場合を含めると全道の6割以上の市町村で事務職員の学校間連携の取り組みが行われるようになりました。事務職員の学校間連携がこのような広がりを見せる上で、石狩市の取り組みが全道的な研究会・研修会で発表され、参考にいただいた市町村も多いと考えられ、学校間連携会議の運営を支えていただいた市教育委員会や連携各校の校長のご理解、ご協力に深く感謝するとともに、学校事務部門の強化、発展に僅かながらでもお役に立てたのではないかと自賛する次第です。

さて、学校間連携の目的についてですが、規程第1条のイに「～生活の場としての学校にする為に安心して生活できる場、快適に生活していける場、喜びや幸せを感じながら生活していける場、夢を持ち未来へ向かって進んでいけるような場等、子どもたちの生活権を保障する為に学校間連携を深める」とあります。学校間連携スタート時の規程でもあり、条文が十分整備されていない点もありますが、少なくとも学校事務職員の立場から子どもたちの豊かな学びの場を創り支えていくという気持ちの表れはご理解いただけるものと思います。それは、「教育計画や学校運営は校長や教員に任せて、事務職員は、校長や教員が安心して活動できるような条件整備を行う」という意味ではなく、学校事務の視点から教育計画や学校運営に積極的に関わっていくことの表れでもあります。しかしそのためには、事務職員自らが日常的に情報収集を行い校内で発信していくことや、教育計画推進のための学校予算編成・執行を確立していくことが重要になります。

これまで度々繰り返してきたとおり、小中学校事務職員の配置は基本的に1校1名配置であることから、ともすれば仕事の範囲や内容が自己流に陥る危険性があります。そこで、学校間連携において各学校の予算編成や学校運営に係わる課題を持ち寄り方向性を示すことで、各学校の事務部門が強化されると考えます。特に近年、「子どもの貧困」や「教育格差」の問題がいろいろな場面で取りざたされています。2013年6月には「子どもの貧困対策法」が成立し「生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、教育の機会均等などの対策を国や地方自治体の責務で行うことが義務づけ」られ、一年を経た8月29日には政府が「子どもの貧困対策大綱」を閣議決定しました。大綱では重要施策として、教育、生活、保護者の就労、経済支援の4分野を位置づけ、「教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る」とされています。また大綱は、「子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。」としています。この点について、私たち学校事務職員は学校財政財務活動や教育情報活動を通して、子どもたちが置かれている状況について重要な発信ができるものと考えています。

この点について連携会議では、日常の教育活動で使用する教材の費用負担の現状を洗い出し、公費で措置しても十分に教育効果を得られるような教材整備の在り方について研究を進めてきました。地道な取り組みではありますが、市内の事務職員が連携して取り組むことで少しずつ検証が進んできています。これからも子どもの教育を受ける権利を保障するという大きな目標に向け、事務職員による学校間連携を強めていきたいと考えております。

今後とも関係各位のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

3	61	
2 2	60	
1 2	59	
11 14	58	
10 21	57	
9 26	56	
9 4	55	
8 22	54	
7 1	53	

6 1	52	
5	51	

2009

2

--

10

--

11

12

13

14

15

提言 16 学校配分予算の調整について

提言内容

1. 学校配分予算の調整について、当分の間、学校配分予算の効率的執行のため実施するよう教育委員会として検討すること。
2. 各学校は、学校配分予算の調整について適切に実施できるよう、学校財政に関する調査・分析活動を充実させること。

説明

第49回連携会議（2014/2/21）の際に郵券代とクリーニング代が不足している現状について交流・論議を行いました。その内容は、①郵券代やクリーニング料などの役務費については、学校によって過不足の度合いが異なっていること、②しかし、学校配分額はこれらの事情について考慮されておらず、過去の配分実績に基づき配分されていること、③節間流用を希望する声も多いが、財務規則の変更を要するなどハードルが高いこと、④学校配分総額を変えずに、節毎の金額を変更できれば、当面効果的執行が可能になること、などです。

この交流・論議を受け連携会議は、「日刊連携会議No.111」で「学校配分予算の調整」について提起するとともに、第50回連携会議で、

ア) 上記④の方法が今後の学校予算にとってメリットがあるのかどうか

イ) ④の方法を模索する場合、具体的にどう進めるか

について検討を行いました。この段階では、多くの学校より「比較的予算に余裕がある食料費や印刷製本費あるいは修繕料を減額して郵券料を増やすことが可能になることで、より効果的で無駄のない執行が可能となる」との意見があったものの、「4月当初においての学校間の調整は難しいのではないかと」の意見あり。次年度の連携会議において例年より詳しく決算書の交流を行う。各校の調整して欲しい項目を確認した上で、調整が可能か可能性を探っていくため、時間をかけて教育委員会と意見交換を進めるという結論に達しました。

一方、予算要望グループでは、「教育予算要望書 要望事項用紙」を集約し「現在の学校配分予算の在り方」等について夏季研（2014/7/25）において交流を行いました。やはり、予算の増額や細節間流用を望む声が多い結果となりました。

このような経過を受け、9月には教育委員会から「効果的な予算執行のために市教委から財政課へ各学校の考え方を提案する」との提案があり、連携会議側は、需用費・役務費・備品購入費の範囲で増減が可能な項目について過去の実績や次年度の必要性などある程度明確な理由を示す事で各校ごとに学校配分予算の変更について調査を行う事とし「日刊連携会議No.114」において課題整理を行いつつ、配分調整額について各校から具体的数字をあげてもらいました。その結果、21校中19校が予算変更を希望し金額を指定しました。今後教育委員会と財政当局の協議を経て学校配分額が決定されることとなる予定です。

「学校配分予算の調整」は、配分予算増が困難な状況下での次善の策であり、本来は不足する財源の増額が重要であることはいまでもありません。しかし、各学校が学校課題の改善や学校目標達成のために、現に配分されている予算を効率的・効果的に執行するため予算計画を策定することは、学校財政財務活動の重点的業務です。従って、予算担当者である事務職員には、これまで以上に学校予算に計画性と責任が必要になると思われ、校内予算計画算定のための調査・分析活動をさらに充実させることが必要です。

№		
114		2014/10/3
113		2014/5/20
112		2014/5/20
111		2014/3/6

№		
22		2014/12/16
21		2014/9/22

№		
10	7	2014/9/18

No.	区分	タイトル	日付
46		2014	2015/2/22
45			2014/11/4
44		Ver14.9.30	2014/10/2
43			2014/10/2
42		2014	2014/7/25

No		
23	2014	2014/12/16
22		2014/7/25
21	2013	2014/7/8